
* * * * *
* * * * *
* 令和 5 年第 2 回鹿沼市議会定例会議案説明書 *
* * * * *
* * * * *

令和5年第2回鹿沼市議会定例会議案説明書

◎ 報告第13号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和4年11月25日今宮町地内の市道上において、職員が運転する普通乗用自動車が、市内在住者に接触し、負傷させたことに対し、損害賠償の額を448,440円とし、和解したものである。

(参照条文) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長専決処分事項の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

1件100万円以下の事件に関し、市がその当事者である和解をすること。

1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

◎ 報告第14号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和5年1月8日深津地内の市道上において、市内在住者所有の自転車が走行中、道路陥没地に落ち、自転車を破損させるとともに、当該市内在住者を負傷させたことに対し、損害賠償の額を6,961円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第13号と同じ。

- ◎ 報告第15号 専決処分事項の報告について
(損害賠償の額の決定及び和解)

令和4年10月18日松原1丁目地内において、職員が運転するごみ収集車が、ヒルタウンさつき野共用施設等管理組合所有の汚水枿に接触し、破損させたことに対し、損害賠償の額を146,300円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第13号と同じ。

- ◎ 報告第16号 専決処分事項の報告について
(損害賠償の額の決定及び和解)

令和5年3月11日緑町2丁目地内の市道上において、市内在住者所有の普通乗用自動車が行中、側溝のグレーチング蓋が跳ね上がり、車両を破損させたことに対し、損害賠償の額を29,600円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第13号と同じ。

- ◎ 報告第17号 専決処分事項の報告について
(損害賠償の額の決定及び和解)

令和5年1月18日堆肥化センター製品棟内において、職員が運転する小型貨物自動車が後進し、市外在住者所有の軽貨物自動車に接触し、破損させたことに対し、損害賠償の額を260,104円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第13号と同じ。

◎ 報告第18号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和5年3月25日千渡地内の市道上において、有限会社アイエム所有の普通乗用自動車が行中、道路陥没地に落ち、破損させたことに対し、損害賠償の額を42,328円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第13号と同じ。

◎ 報告第19号 債権放棄の報告について

市営住宅使用料及び水道料金について、破産による免責又は消滅時効の完成により債権を放棄したので、報告するものである。

(参照条文) 鹿沼市債権管理条例

第11条 市長は、私債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該債権及びこれに係る既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権を放棄することができる。

(1) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該私債権につきその責任を免れたとき。

第2号 省略

(3) 当該私債権について消滅時効が完成したとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。)

2 市長は、前項の規定により私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

◎ 報告第20号 令和4事業年度公益財団法人鹿沼市農業公社事業及び決算の報告について

◎ 報告第 2 1 号 令和 4 事業年度公益財団法人鹿沼市花木センター公社事業及び決算の報告について

公益財団法人鹿沼市農業公社及び公益財団法人鹿沼市花木センター公社の令和 4 事業年度における事業及び決算に関する書類を法の定めるところにより提出するものである。

(参照条文) 地方自治法

第 2 4 3 条の 3 第 1 項 省略

2 普通地方公共団体の長は、第 2 2 1 条第 3 項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

第 3 項 省略

◎ 報告第 2 2 号 令和 5 事業年度公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団事業計画及び予算の報告について

公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団の令和 5 事業年度における事業計画及び予算に関する書類を法の定めるところにより提出するものである。

(参照条文) 報告第 2 0 号及び報告第 2 1 号と同じ。

◎ 報告第 2 3 号 令和 4 年度鹿沼市継続費繰越計算報告について

一般会計の継続費を設定したごみ処理施設整備事業外 2 事業において、工事請負費等の一部を翌年度に繰り越したものである。

(参照条文) 地方自治法施行令

第 1 4 5 条 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終わらなかつたものは、当該継続費の継続年度の終わりまで通次繰り越して使用することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、翌年度の 5 月 3 1 日までに継続費繰越計算書を調製し、次の会議におい

てこれを議会に報告しなければならない。

第2項及び第3項 省略

◎ 報告第24号 令和4年度鹿沼市繰越明許費繰越計算報告について

一般会計のバス路線対策費外24事業において、事業工程の見直し等のため、事業費の一部を翌年度に繰り越したものである。

(参照条文) 地方自治法施行令

第146条 第1項 省略

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

第3項 省略

◎ 報告第25号 令和4年度鹿沼市水道事業会計予算繰越計算報告について

配水設備拡張費及び配水設備改良費において、関連する他の工事との調整等により年度内支出が困難となったため、事業費の一部を翌年度に繰り越したものである。

(参照条文) 地方公営企業法

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

第2項 省略

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

◎ 報告第26号 令和4年度鹿沼市下水道事業会計予算繰越計算報告について

管渠整備費及び処理場整備費において、関連する他の工事との調整等により年度内支出が困難となったため、事業費の一部を翌年度に繰り越したものである。

(参照条文) 報告第25号と同じ。

◎ 議案第37号 専決処分事項の承認について

(令和4年度鹿沼市一般会計補正予算(第12号))

歳入については、市税、地方消費税交付金、地方交付税、国県支出金等の増減額を計上し、歳出については、財政調整基金積立金、公共施設整備基金積立金、生活保護扶助費、予防接種費、中小企業経営対策事業費等の増減額を計上したもので、この補正額を51,187,000円の減とし、予算総額を48,657,391,000円とするものである。

なお、繰越明許費、地方債の補正については、第2表及び第3表のとおりである。

(参照条文) 地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意(中略)については、この限りでない。

第2項 省略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

第4項 省略

◎ 議案第 38 号 専決処分事項の承認について

(令和 4 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算
(第 3 号))

歳入については、国民健康保険税、県支出金、諸収入等の増減額を計上し、歳出については、一般被保険者療養給付費、国保健康づくり事業費、予備費等の増減額を計上したもので、この補正額を 269,701,000 円の減とし、予算総額を 10,146,095,000 円とするものである。

(参照条文) 議案第 37 号と同じ。

◎ 議案第 39 号 専決処分事項の承認について

(令和 4 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 3 号))

歳入については、繰入金及び諸収入等の減額を計上し、歳出については、健診事業費、後期高齢者医療広域連合納付金等の減額を計上したもので、この補正額を 17,874,000 円の減とし、予算総額を 1,217,025,000 円とするものである。

(参照条文) 議案第 37 号と同じ。

◎ 議案第 40 号 専決処分事項の承認について

(鹿沼市税条例の一部改正)

地方税法の一部改正に伴い、市民税及び軽自動車税の種別割における減免等課税の特例期限の延長等を行うためのものである。

(参照条文) 議案第 37 号と同じ。

- ◎ 議案第 4 1 号 専決処分事項の承認について
(鹿沼市都市計画税条例の一部改正)

地方税法の一部改正に伴い、引用する同法の条項を整理するためのものである。

(参照条文) 議案第 3 7 号と同じ。

- ◎ 議案第 4 2 号 専決処分事項の承認について
(鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正)

地方税法施行令の一部改正に伴い、低所得世帯に対する国民健康保険税の減額措置の適用範囲を拡大するためのものである。

(参照条文) 議案第 3 7 号と同じ。

- ◎ 議案第 4 3 号 専決処分事項の承認について
(令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 3 号))

歳入については、国庫支出金の増額を計上し、歳出については、行政情報ネットワーク管理事業費、児童扶養手当費の増額を計上したもので、この補正額を 112,441,000 円の増とし、予算総額を 40,875,994,000 円とするものである。

(参照条文) 議案第 3 7 号と同じ。

◎ 議案第 4 4 号 令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 4 号）について

歳入については、国庫支出金及び寄附金の増額を計上し、歳出については、市政功労者表彰費、公共施設整備基金積立金、物価高騰緊急支援給付金給付事業費等の増減額を計上したもので、この補正額を 375,131,000 円の増とし、予算総額を 41,251,125,000 円とするものである。

（参照条文） 地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号 省略

(2) 予算を定めること。

第 3 号から第 1 5 号まで及び第 2 項 省略

◎ 議案第 4 5 号 令和 5 年度鹿沼市下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

収益的収入及び支出において、収入総額を 9,905,000 円、支出総額を 19,811,000 円増額補正し、資本的収入及び支出において、収入総額を 19,805,000 円、支出総額を 19,811,000 円減額補正するものである。

（参照条文） 議案第 4 4 号と同じ。

◎ 議案第 4 6 号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について

令和 5 年 9 月 3 0 日から佐野地区衛生施設組合が脱退することに伴い、栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、及び同組合の規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体と協議するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（中略）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

第1項ただし書及び第2項 省略

第290条 第284条第2項、第286条（中略）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。第284条第2項、第286条及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

◎ 議案第47号 佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について

佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う退職手当支給事務に係る財産処分について、関係地方公共団体と協議するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第289条 第286条、第286条の2又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

第290条 第284条第2項、第286条（中略）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。第284条第2項、第286条及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

◎ 議案第48号 鹿沼市税条例の一部改正について

地方税法の一部改正に伴い、森林環境税の賦課、徴収方法等を定めるとともに、特定の要件を満たすマンションについて長寿命化改修工事を行った際の固定資産税の減額に係るわがまち特例の割合の設定等を行うためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

第2号から第15号まで及び第2項 省略

◎ 議案第49号 鹿沼市手数料条例の一部改正について

建築基準法の一部改正に伴い、省エネ改修等を行う際の建築制限を緩和するための特例認定に要する手数料の新設等を行うためのものである。

(参照条文) 議案第48号と同じ。

◎ 議案第50号 鹿沼市火災予防条例の一部改正について

関係省令等の一部改正に伴い、急速充電設備の出力上限の廃止等を行うためのものである。

(参照条文) 議案第48号と同じ。

◎ 議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員川久保博氏が令和5年9月30日をもって任期満了となるので、新たに斎藤隆男氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 人権擁護委員法

第6条 第1項及び第2項 省略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団

体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

第4項から第8項まで 省略

◎ 議案第52号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員鈴木改子氏が令和5年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 議案第51号と同じ。

◎ 議案第53号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員杉山哲之氏が令和5年9月30日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 議案第51号と同じ。

◎ 議案第54号 鹿沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員毛束和弘氏が令和5年6月6日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を選任するためのものである。

(参照条文) 地方税法

第423条 第1項及び第2項 省略

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

第4項から第9項まで 省略

◎ 議案第 5 5 号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和 5 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となるので、新たに田野井晃造氏を任命するためのものである。

(参照条文) 農業委員会等に関する法律

第 8 条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

第 2 項から第 7 項まで 省略

◎ 議案第 5 6 号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和 5 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となるので、引き続き田島正男氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第 5 5 号と同じ。

◎ 議案第 5 7 号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和 5 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となるので、新たに関口清氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第 5 5 号と同じ。

◎ 議案第 5 8 号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和 5 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となるので、新たに金子重博氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第55号と同じ。

◎ 議案第59号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和5年7月19日をもって任期満了となるので、引き続き神山卓也氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第55号と同じ。

◎ 議案第60号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和5年7月19日をもって任期満了となるので、引き続き竹澤靖氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第55号と同じ。

◎ 議案第61号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和5年7月19日をもって任期満了となるので、新たに高村秀男氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第55号と同じ。

◎ 議案第62号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和5年7月19日をもって任期満了となるので、引き続き大森用子氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第55号と同じ。

◎ 議案第 6 3 号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和 5 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となるので、新たに神長守雄氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第 5 5 号と同じ。

◎ 議案第 6 4 号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和 5 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となるので、新たに松井研吉氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第 5 5 号と同じ。

◎ 議案第 6 5 号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和 5 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となるので、引き続き奈良茂男氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第 5 5 号と同じ。

◎ 議案第 6 6 号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和 5 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となるので、新たに黒川幸昭氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第 5 5 号と同じ。

◎ 議案第 67 号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和 5 年 7 月 19 日をもって任期満了となるので、新たに仲田裕子氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第 55 号と同じ。

◎ 議案第 68 号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和 5 年 7 月 19 日をもって任期満了となるので、新たに小平敏男氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第 55 号と同じ。

◎ 議案第 69 号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和 5 年 7 月 19 日をもって任期満了となるので、引き続き安生芳子氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第 55 号と同じ。

◎ 議案第 70 号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和 5 年 7 月 19 日をもって任期満了となるので、引き続き青木正好氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第 55 号と同じ。

◎ 議案第 7 1 号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和 5 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となるので、新たに柴田忠氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第 5 5 号と同じ。

◎ 議案第 7 2 号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和 5 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となるので、新たに早乙女八重子氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第 5 5 号と同じ。

◎ 議案第 7 3 号 鹿沼市農業委員会委員の任命について

本市農業委員会委員が令和 5 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となるので、新たに小林和夫氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第 5 5 号と同じ。

◎ 議案第 7 4 号 鹿沼市名誉市民の推挙について

本市名誉市民として中西崇介氏を推挙するためのものである。

(参照条文) 鹿沼市名誉市民条例

第 2 条 名誉市民は、鹿沼市名誉市民推薦委員会の推薦に基づき、市長が議会の同意を得てこれを推挙する。